

- (令和7年11月18日施行 前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令)
- (令和8年3月13日適用開始 前払式支払手段に関する内閣府令第二十三条の三第二項第一号二及びホの規定に基づき適格寄附金受領者を指定する件)

規制改革の内容

措置前

地域通貨を含む前払式支払手段は、基本的に寄附に利用することができない。

※ 発行者が前払式支払手段の譲渡を認めて寄附もすることができる地域通貨はあるが、物品の購入やサービスの対価にしか使用できない。

措置内容

- ・寄附ができる先は、国・地方公共団体・認可法人（日本赤十字社等）・共同募金会等
- ・1回に寄附できる金額は、1万円まで

効果

地域通貨による寄附を受けやすくし、寄附行為を促進。

規制改革の概要

措置前



措置内容

